官刻
孝義録
巻十一

上野
下野

共五十

内閣文庫
和書
類
三二五八三號
五〇冊
一五七函
[illegible]

内閣文庫
番號	和 32583
冊數	50 (11)
函號	157 399

孝義録巻之十一

上野國

奇特者　御代官支配所　群馬郡下瀧村　名主　天田善右衛門　四十六歳　寛政五年御褒美

奇特者　同支配所　新田郡尾島村　名主　又市　四十歳　寛政六年御褒美

孝行者　同支配所　邑楽郡板倉村　百姓　市郎右衛門　五十三歳　寛政六年御褒美

孝行者　同所　市郎右衛門妻　とゆ　四十一歳　同時御褒美

孝行者　同支配所　甘楽郡麻生村　百姓　吉之助　三十二歳　寛政六年御褒美

孝行者　同支配所　甘楽郡馬山村　百姓　清次郎　四十二歳　寛政六年御褒美

奇特者　同支配所　甘楽郡小平村　元名主　新蔵　六十二歳　寛政六年　御褒美

奇特者　同所　名主　茂左衛門　二十七歳　同時　御褒美

奇特者　同支配所　年寄　十四人　同時　御褒美

奇特者　同所　百姓代　六人　同時　御褒美

奇特者　同支配所　碓氷郡坂鼻宿　本陣喜兵衛父　喜内　七十九歳　寛政七年　御褒美

奇特者　同支配所　群馬郡上新田　名主　金七　四十八歳　寛政十年　御褒美

孝行者　松平久五郎領分　館林城下桜木町　町人　又市　二十一歳　宝暦三年　褒美

奇特者　同領　館林城下塚場町　又市伯父　十左衛門　五十三歳　同時　褒美

奇特者　同領　館林城下連雀町　同　五兵衛　四十三歳　同時　褒美

孝行者　同領　邑楽郡門俣村　渡守　和平次　二十三歳　宝暦五年　褒美

孝行者　同領　邑楽郡谷越村　百姓　源兵衛　四十八歳　宝暦七年　褒美

孝行者　同領　邑楽郡高根村　百姓五左衛門悴孝四郎妻　ざん　二十九歳　宝暦七年　褒美

孝行者　同領　邑楽郡谷越村　百姓　喜左衛門　五十二歳　明和五年　褒美

孝行者　同領　同所　喜左衛門妻　たよ　二十八歳　同時　褒美

孝行者　同領　邑楽郡青柳村　百姓五兵衛厄介　さと　三十八歳　明和七年　褒美

孝行者　同領　邑楽郡小桑原村　百姓　平右衛門　四十六歳　安永九年　褒美

孝行者　同領　邑楽郡南大嶋村　百姓　安兵衛　四十六歳　安永九年褒美

孝行者　同領　邑楽郡傍示塚村　百姓新助悴　清蔵　三十歳　天明元年褒美

孝行者　同領　館林城下塚場町　町人源次右衛門悴　忠右衛門　三十四歳　天明四年褒美

孝行者　同領　館林城下鞘町　町人　儀八　三十四歳　天明六年褒美

孝行者　同領　邑楽郡下早川田村　百姓清右衛門悴　左兵衛　二十九歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　勢多郡堀越村　百姓　何平　三十二歳　寛政元年褒美

貞節者　同領　勢多郡堀越村　百姓伝右衛門後家　さよ　四十四歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　山田郡唯上村　百姓惣七悴　次郎兵衛　三十五歳　寛政元年褒美

○孝行者　同領　同所　同　幸七　三十一歳　同時褒美

忠孝者　同領　邑楽郡狸塚村　高源寺下男　源右衛門　五十九歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　山田郡東長尾村　百姓文右衛門悴　幸右衛門　三十八歳　寛政元年褒美

○孝行者　同領　同所　幸右衛門姪　いち　十七歳　同時褒美

孝行者　同領　館林城下鍛冶町　町人茂兵衛後家　まつ　三十八歳　寛政元年褒美

○孝行者　同領　同所　同娘　みつ　十二歳　同時褒美

孝行者　同領　館林城下基宮町　町人吉右衛門娘　とき　三十三歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　館林城下片町　町人清助後家悴　清次郎　二十一歳　寛政元年褒美

国立公文書館
National Archives of Japan

孝行者　同所　同領　同娘　とく　二十五歳　同時褒美

○孝行者　同領　舘林城下並木町　町人平助伜　平太郎　三十二歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　舘林城下本紺屋町　町人　十右衛門　三十一歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　舘林城下目車町　町人　文右衛門　三十歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　舘林城下目車町　町人　九左衛門　二十八歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　舘林城下諏訪町　町人　茂七　三十歳　寛政元年褒美

奇特者　同領　邑楽郡若林町　町人　九右衛門　三十三歳　寛政元年褒美

○孝行者　同領　邑楽郡高根村　百姓佐五右衛門娘　ちよ　十四歳　寛政二年褒美

奇特者　松平宮内少輔領分　邑楽郡下長根村　名主　茂太郎　死後　天明四年褒美

奇特者　同領　邑楽郡田嶋村　名主　茂蔵　五十六歳　天明四年褒美

孝行者　同領　邑楽郡上高瀬村　百姓　長右衛門　三十三歳　天明七年褒美

孝行者　前田大和守領分　邑楽郡大葉京村　百姓　新蔵　三十六歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　邑楽郡黒光村　百姓　伊左衛門　五十九歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　邑楽郡蕨村　百姓　嘉助　死後　寛政二年褒美

孝行者　松平宮内少輔領分　多胡郡多比良村　百姓　勇七　五十一歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　群馬郡下室田村　百姓　勘左衛門　六十一歳　寛政元年褒美

孝行者	同領	同所		勘右衛門妻	はや	六十一歳	同時 褒美
孝行者	同領	同所		同人悴	甚太郎	二十五歳	同時 褒美
孝行者	同領	那波郡下茂木村	百姓		孫四郎	四十二歳	寛政元年 褒美
孝行者	松平大和守領分	群馬郡大久保村	百姓		十左衛門	三十九歳	寶暦三年 褒美
孝行者	同領	群馬郡前橋田新町	町人		利七	四十四歳	寶暦六年 褒美
忠義者	同領	勢多郡京之郷	百姓		七平	四十九歳	寶暦八年 褒美
孝行者	同領	群馬郡前橋天川町	町人		嘉右衛門	四十一歳	寶暦十二年 褒美
孝行者	同領	群馬郡惣社西本宿町	百姓		清五郎	四十四歳	明和四年 褒美
貞節者	同領	勢多郡上泉村	百姓	若八妻	かの	三十七歳	明和六年 褒美
孝行者	同領	勢多郡前橋細沢町	町人	孫右衛門悴	傳之助	二十九歳	明和六年 褒美
孝行者	同領	勢多郡前橋細沢町	町人	政右衛門悴	文右衛門	三十一歳	明和六年 褒美
孝行者	同領	群馬郡前橋田新町	百姓	与惣娘	さん	七十六歳	安永五年 褒美
孝行者	同領	同所	同		しゆん	六十八歳	同時 褒美
奇特者	同領	群馬郡大久保村	名主		中沢宇右衛門	五十五歳	天明元年 褒美
奇特者	同領	群馬郡惣社町	名主		三雲源太左衛門	四十九歳	天明元年 褒美
奇特者	同領	勢田郡三俣村	百姓	庄七事醫者	玄菴	四十三歳	寛政元年 褒美

孝行者　同領　勢多郡八崎村　百姓　小八　三十八歳　寛政元年褒美

孝行者　酒井雅楽頭領分　群馬郡下高浜村　百姓　清五郎　四十七歳　明和元年褒美

孝行者　中根日向守知行所　山田郡境野村　百姓　弥右衛門　三十八歳　安永五年褒美

孝行者　進藤太郎知行所　山田郡龍舞村　百姓　六右衛門　四十四歳　明和七年褒美

孝行者　岩松出羽知行所　新田郡下田嶋村　百姓　仙助　三十三歳　天明二年褒美

孝行者清五郎

清五郎ハ群馬郡馬山村乃百姓なりうまれつき篤実に
して農業を励ミ高もち七石あまり是を耕しぬ
三十四歳なりし比父乃十右衛門になくれ母も二十年
あまりはさきにをもき病をうけ人を援粗気し
けれハいかにもしくおはしまさハしく医師にも
まかせ仏神にいのりて又好物あるときはくふまてか
これやうに求め来りて日来かくもちはたらきて看病せし
かくにもかゝはらす農事をもおこたらすと隣まつり
の人〳〵おとなはりひて看病の助けをなさんとし

ども妻をむかへさせけれとされは丈夫なるゆゑをしり
母乃身抱しかなしくに耕作しけるほとに姑の此人
を便あしくおもひて母みまかりしのち縁をはなれよと妹
なる人にとつぎ縁きりて出し座りぬるにその身持なる
田地をうり貧しくなりてかなしく母の葉を求め今はそのまゝ宅地
乃あるのこりて艱難いひかたきうちにかゝりけるとある時
ちかき家より火出て忽にとなりの家までもうつり
きたれとも只母のたすけて逃まとひて家財なと残らず焼失
ひせまりもしかりて所もなくなりぬるまゝに孝心物かたる
まさへけれは村人あはれとこひて家を営くなる

こらせし上に穀物をもとめ入れて清右衛門は賃仕事か
しけん事として母は農業を心乃まゝにせさせぬ
さ候ゆゑ組合乃ものともはしめ村の人々後の妻を
娶しけれかいと流みんやこのみして姑をもてなす
しりそ姑は病に侵されしより外なる人の家よ
来るを嫌ひけれはかれぬ母乃ゆるしけれとて
かまへたる事とりまかせしをゆるさせし
と清右衛門は母のこの痛まん事をしらしめんと
綿ふとんを求めおきて之れを被ひてもよ母は
とかく姑となれ人乃よく救ひけれは文離縁をもなし

ちゝやこ思ひつきてさればとて母ハ家業も怠りかちなれハ
孝吉もとうりふかく悔しとけそれ申ける事も貞女乃
よのすれハとてもかくもなりけん家のうち大に荒たりし所
さくや卯ろ悔しきと志つらひてやうやう紡かりしに其
ちゝ母むつ処に一人の男子をもうけ其の後病くはやり
うせたりされと隣よりも此家をかひくるゝとも
おやしまそてハ中々艱難いや増りし所に母も看病ハ露
ちりのも怠らず次に吉精力をつくしてまめやかに病をも大
蚕う治りける故みそれハ隣の人よ母を教えて抄くるに
あまり此家に雇はれしまゝに一日此内にはたらくゆゑて

食物をとれる事はかりかねさはちりひて夜もねずして夜
更るまてなわ縄をなひちらかしもの故に此そのを送りて
其價をハみな母乃用にあつる故文常よ好めるを庭
に小さき花をつくり草花を植てたのしませし弟よ
え浮世を悔くともも母もよも夜もねず夜の物をきせ
にかさねてもかゝせらかせよさし火をとりて焚火にくらし
火箱なとに小あつからし先老ハ添寝してすかかる世中の
物語しけ好れる物ハ力乃かぎりこれを求め百銭二百銭をも
人よ助りても一つ人をたのむ事に不足しからぬ様に図り
まあかりしもそれハ性気ありても我子に金銭よまされ

里といふ人ありけりさるを因乃捨ていつを
いまし汲村松さの云葉のりそむる年貢物をハ人に先
立ておさめ又親族をむつましめ村人とも睦しかりけ
るを支配勘定の格にて此ほとをかねてにおきみえける
吉門業花信つゝ発和田部公よりほうびあたへ給ひき
寛政六年九月清五郎より銀をあたへ給ひ其上ハ
老と貴に杖拾美をたまはり給ひきといふ

孝行者まつ

まつは館林の城下徳治町よりはたらく町人茂兵衛か妻
なりけり此ハ古河北高ひさいはたかきとして貧しく

貧しくもあらさりけり九年以前夫に後れて老たる
舅姑と初の娘二人まてのこりけれはまつ一人の手にて老
それ若ひ栄まなりしことく親族をもしめ其人の組乃
ものもいはさりしてをさめ幸によりて人ハ後の事をむつまし
かしこくすみけれは我よそれに老後を使とハなりぬへけれと
心をおもひぬ人をむつましく舅姑の心をさかへあらんともさわり
うるしとてつかへけるに次第に舅仁なつはい日ましに
他に心剃病となりたる後に行くれと看病よくなしをさ
しても苦ぬるもなからんとて是甲斐なく看病に
齢七十四にて今ハ七十に四十あまり何まはれぬ

老父男子なかりし夫のうせし後かゝる中風の病に
臥しやまひいとさをれ苦しかりし孫と腰かゝめしけるをりも
さくしまへなくかなしまして貧しくあはれ女ひとりにて
起臥を助るにつきてもまつ川ハ一人して念比に介抱し
二便の汚れたるものなどハ人目を忌ひて洗ひそゝぎ
ぬれは同し城下北青町に住ける米川か親里なる
兄乃座たるか許に姑をとゝめ置き男をよりてせ年月生は
の助けよとなさりしかと親族組合のものはまことに
見けるに兄のかくいひしによそつまて母乃好からし諸人も姑の
心まかひもなくして悪敷しく我か身にかたひ世話して嫁し

来りて今ハ行らは立さらん事我か意ニあらすと涙をまし
家賊をからへしたらくれともとは舅にて姑をとりしろや
なくしてきんしも頼みしけれともくらわかの事次娘乃
かゆうくへ久しき二十年あまりにあるをぬれは今ハ親族の許
に行て雇はれもあり次の十二業はよるまてみ川と
いつくにもさりかね小綿を篠巻とくらふものに作りなとして
手業とせしからあけくれ姑の介抱まあれこそめをまもり
多く此業をなりかゆく昼夜にくらへ七八十文なる
ものゝ賃銭なれと姑の好める食をもとめてハいもうよ
あてもらう貫ひしけれはそれとゝみるもかね烟草なとハ

火を熾しておきてけせと教火危くもなくて業も
やすく活業乃ために夏の日ハ人目を思ひてうしろ乃新
のかたに小窓して雨なとふせきて冬は火燵を設け
針りゐたりしも冬に是ハ手足ハ我服よ法なる衣
なりとも緒をとりなつらう合せて海とせをせき常なり
組合乃はなれよいひたれありし何くれにも火をおこせん
とも我手もかりゆくハ姑をいたはる道をたてん事を見
まなかしとなくいひて心をつくしハ縫ハかなる折も
何事を手捨ても必まつ勝手かふせんなしいとへ
きれと夫付ハさらに安からぬさ由まへみそなるまう

日ころに篠巻作る賑あれハ是賃をぬひ或ハ賃仕事
なといふ事をいとなミしを姑の見て我もともに業を
助けなむとて老乃身なから賃績をもてあそひけるを
いかさまにとよくいさめまゐらせて其代りハ仕立物
姑をまつり急須なるをあまた人に小渋をなしして
終りしをそのかく孝養せしまゝ賞されハ裕なる畑
をも得同しく正徳年間よりも見る渋身乃九左衛門と云
御上にて誉られし男の死せし後とても弟よ出る事
なく只姑のかたハらにのミ仕へ家をまもれハ九左衛門も深く
感しなから野菜をもたらし薪をも手かるをもてはこひ

こし浅間の山焼て御救ありしかたいのちをそれまて
ききさく人なりしとく役所九右衛門よりも助けらるさ
此ま所主も褒美として寛政元年の十二月生涯
米をあたへ娘乃ころを雅さへ男子もろ祖母と毎とも
まかりやうなつしとも養ありき

孝行者手太郎

平太郎ハ鉄炭の城下北並木町にすめる平助か子也
父ははやく六十四歳なりしかはつゝかなく人畑とつくり
とかくたれも常ハ魚代高ひ平太郎ハ證文なるとさと
業として世渡りもまひしにもとしにハ父好ミて酒を

好ミ毎日くれのまけりなしめれハさけつきりまへと
ゆりひしつ次第に酔ぬるに限りもなくいとゝすくし
てたゝくハ人もまゆ又大酒立くよく出しさきといひ
罵れたを平太郎ハその扱ひとよくはなれもなく酔る
心ふかもさらはて父も平太郎かいひける事ハよくり
けつ生所又酔程のあまりに特つゐといへさ平太郎
何ならと稍く立合しと人へいはまりて笑ひなまと
いさゝか物ちさもみえ次夜も酒の色如をして親を扱
ゐとめも外に居らけその酔ける時も篤実なるも
それを之立ちらへ様を酒をけ上た淋しくと待ゐり

兄ハ幼きころより生れつきし父は今に農業
勤ることを好みて専ら耕しをのみなしけれハ
手業に出るにハ農具をもちて畑に持行て父乃
労を省き父の畑より所々まてく疲れしときにハみつから
こころに小酒肴なと求めて心を慰めさせけるより
かくありし時も父家にかへらされハ父好物へるを手にや
あらんとかしこみめたく迎ゑにある時ハ酒肴なと家に置
兄くりて自ら出しさ酒くるよいひ宥めて伴ひ帰り
ぬ父家業を励みおもくしこの給人を終し銭あまる時
父乃ころもおしく酒の料にあてぬことさへなさしめけり

かゝるなりしてハ母ハ若き頃に出され又妻をもいまた
まうけされとも父か衣乃洗濯まても自らして人にまかせす
我身八十有のころまてみつから草履のこしらへなとして
されしを領主より称美して寛政元年十二月下り
米銭あたへられしとそ

孝行者ちよ

ちよハ邑楽郡高根村の百姓伝兵衛か養女なるか
もとは下野国梁田郡羽苅村にすめる荒助といへる
ものゝ娘なりしを八歳乃ころよりむかへとりてやしなひ
十四歳にてありける伝兵衛ハ田地一段あまりの畝

持たれとも猶下田なれは年々なかなか立かたく年
貢も納めかねしにより其後は数たけ身をうるへく
農事さへ心にまかせす手放して兄なる清助はさきにはや
うせにき　其れハ妻今ハ居り先ころよりて母家にまた
しかしこれも又病かちにして紡くるのはらの手業もならされハ
なるをちよ初ハ身ひとつ父と伯母ともに飢須るに及ふに
まれ眼なとの病をもち業をやめ世渡りの助をと
なしぬ志ある事に父ハ寛政元年春なる事病にて
ふしけるを首長看病ことことし暁よりて不寝をもて
いひ其村なる法事乃社より一七日詣りて立願せ

しかその志むなしからすやゝ日にそひておこたりさまになりぬれと
老乃身なれは全く愈ることはあらさりきかく
とやかくして後ちよはなほをも取りて父に
綿入の衣きせまゐらせしく思ひつゝも何乃手たてもなく
ぬとよくよく思ふにおとゝひ伯母なりて我か病乃妹なる村に
かしつきて機織んといひかけて都なる上乃麻のこく
それまさる屋にもあらされは糸さへいとはかなく
言ふも乏しけれは首尾励みぬる程に糸も
出来てよく結ひもたちまちにいとく物ともしける果
して織納へしをもみなよりそひされはちよに送れる

ゆとりなきにも教へをうけ事をもつたくさせて藍染
にいろ見せならせんといふを父は費おほからんと
思ひしにや黒染ませよといひしときゝてかはりにくろ
後のそれあしかりしたのみてかく我子業の料とりける
藍染ようそなしけるとそれより後ハまつかれにもあり
未練を織一反もまたさきよりそたちて足袋に
ぬひて價を得しく麦を求めつゝ死て挽割となく
又薪なとにてあるまで行くくれと心にかけし其我身乃
労をはさらにかくりとゆかしり其年乃十月父の病
饑ミ至りて法も空しくなりきれハその悲めるさま

大人にもまさりけき四十九日の後伯母乃かりに寄こし
けまりにもちゐきこしにそなへる事なしきまよきよく
欲さしと偽稲作りをとしぬまき出れを捧けや
さんとそ畔乃あたりを苅集めもちゐるよなしで菩提
寺に参りなり父のうちをかしく後ハ伯母をかくまうさ
衣服のこともまるまてくさ涙くまんことはけき又炊火
の傍へさとくもあらされもとく夕飯をとりなへをめて
淋しくまは挽き渡へしをもとまちく其肉おそりけりあ
あの様へとて救は何とかれ親族乃かくかにゆきとく
糸をとり壹八励まして足袋をぬひけり　胡麻を此

市立て後にをくれぬる時ハ暁より焚火してぬるめ
取あけを給ふ事おゆぬ故附伯母のいふ様ハ今
までかく深切なる介抱にハいへぬる事悦しくは
いかにつまとて年若き男をとり事かく病て労苦となる
さんより親里に帰りまうしとすゝめ女子ともかくいひ
乃母なりて武家奉公しける事ありたれハいか成る艱難
をかなしとてかへらんとも思ひおもはねハせんかたなく
みをひまし姑ひをも懇にしける事よくすきと男より
しても彼ハ病せやうやう親去を謂りて其里にかへりし
まめやかにて人々よく称さらすれハ在りて

領主にてなる米の褒美をとらせしハ寛政二年三月の
事なりき

下野国

○孝行者　御代官支配所　芳賀郡西高橋村上組　百姓　利八　五十三歳　明和五年　御褒美

○孝行者　同支配所　那須郡東当掛村　百姓　利左衛門　四十歳　天明二年　御褒美

奇特者　同支配所　都賀郡板荷村　組頭　伊左衛門　五十九歳　天明七年　御褒美

孝行者　同支配所　那須郡百村　百姓　林蔵　歳不知　天明八年　御褒美

○孝行者　同支配所　芳賀郡荒町　百姓　佐右衛門　二十歳　寛政六年　御褒美

孝行者　同支配所　芳賀郡真岡町　荒地起返方役人無余儀次へ百姓　徳右衛門　四十歳　寛政六年　御褒美

奇特者　同支配所　那須郡北沢六村　名主　八郎右衛門　五十六歳　寛政六年　御褒美

奇特者　同支配所　同所　八郎左衛門悴　勘解由　三十歳　同時御褒美

孝行者　同支配所　那須郡須左木村　百姓源蔵娘　とり　五十八歳　寛政七年御褒美

奇特者　日光目代支配所　都賀郡引田村　百姓　金左衛門　二十三歳　天明六年褒美

孝行者　同支配所　都賀郡石屋町　町人指物屋　喜左衛門　五十九歳　天明八年褒美

孝行者　同支配所　都賀郡板橋町　町人鍛冶　清兵衛　四十二歳　寛政元年褒美

孝行者　同支配所　都賀郡板橋町　町人指物屋　源六　四十三歳　寛政元年褒美

孝行者　同支配所　河内郡芹沼村　百姓　平四郎　三十七歳　寛政元年褒美

奇特者　同支配所　都賀郡大工町　町人米屋　長右衛門　五十五歳　寛政元年褒美

孝行者　松平肥後守御預所　塩谷郡横川村　百姓　義助　五十七歳　天明六年褒美

農業出精　一橋殿領分　芳賀郡竹下村　百姓清八後家　たん　四十一歳　天明五年褒美

奇特者　同領　塩谷郡上ミ根沢村　名主　阿久津半之助　五十歳　天明六年褒美

奇特者　同領　塩谷郡上ミ根沢村　名主　宇津権右衛門　三十二歳　天明六年褒美

孝行者　戸田因幡守領分　河内郡築瀬村　百姓　林四郎　二十七歳　天明五年褒美

農業出精　同領　河内郡築瀬村　百姓　与平次　四十二歳　安永五年褒美

孝行者　同領　河内郡東刑部村　百姓長左衛門悴　莊助　四十歳　天明元年褒美

孝行者　同領　河内郡東刑部村　百姓　紋七　二十三歳　天明元年褒美

孝行者　同領　塩谷郡弓佐村　百姓　善右衛門　三十五歳　天明元年褒美

孝行者　同領　河内郡猿山村　百姓　長蔵　四十七歳　天明元年褒美

孝行者　同領　塩谷郡氏家村　百姓　善左衛門　五十三歳　天明二年褒美

孝行者　同領　芳賀郡小里村　組頭傳左衛門孫娘　もん　二十歳　天明三年褒美

孝行者　同領　河内郡東汗村　名主　良右衛門　四十二歳　天明三年褒美

孝行者　同領　同所　良右衛門悴　仲吉　十五歳　同時褒美

孝行者　同領　同所　同　乙吉　十歳　同時褒美

孝行者　同領　宇都宮城下[illegible]町　町人借屋住　藤玄碩　三十五歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　同所　森之助娘　為次郎　二十五歳　同時褒美

忠義者　同領　宇都宮城下[illegible]町　町人新右衛門下男　友七　二十五歳　寛政元年褒美

孝行者　戸田丹波守領分　都賀郡下稲葉村　百姓　孫右衛門　五十五歳　安永九年褒美

奇特者　同領　芳賀郡國谷村　名主　高山林蔵　四十五歳　天明七年褒美

奇特者　大久保山城守領分　那須郡三輪村　百姓　青柳源左衛門　五十一歳　天明四年褒美

奇特者　同領　那須郡大木須村　百姓猪次郎後家　いち　三十歳　天明四年褒美

孝行者　同領　那須郡大木須村　百姓　林蔵　四十四歳　天明六年褒美

孝行者　同領　同所　林蔵妻　いよ　三十歳　同時褒美

奇特者　同領　那須郡酒主村元町　百姓　孫平　六十九歳　寛政元年　褒美

○孝行者　同領　烏山城下金井町　百姓定右衛門娘　こね　四十二歳　寛政元年　褒美

奇特者　同領　烏山城下中町　同所孫元主人町年寄格　板橋安左衛門　四十三歳　同時　褒美

孝行者　大関伊予守領分　那須郡寺子組秋山沢村　百姓　源次郎　五十六歳　明和五年　褒美

孝行者　同領　同所　源次郎妻　さん　四十九歳　同時　褒美

孝行者　同領　那須郡寺子組白井村　百姓　勘右衛門　三十六歳　明和五年　褒美

忠義者　同領　那須郡須賀川村　百姓孫八下男　長八　四十四歳　明和五年　褒美

孝行者　同領　那須郡飛上村　百姓　藤右衛門　五十一歳　明和五年　褒美

孝行者　同領　那須郡向町　年寄　阿久津茂右衛門　五十八歳　明和五年　褒美

○孝行者　同領　那須郡久那宗村　百姓　半七　三十歳　明和五年　褒美

○奇特者　同領　那須郡須賀川村　百姓　若六　四十六歳　明和五年　褒美

○忠義者　同領　那須郡須賀川村　百姓久次郎下男　新助　四十八歳　明和五年　褒美

○忠義者　同領　那須郡須賀川村　百姓幸助下男　四郎兵衛　七十二歳　明和五年　褒美

○孝行者　同領　那須郡寺子組法師畑村　百姓　八之丞　六十四歳　明和五年　褒美

○孝行者　同領　同所　八之丞弟　門兵衛　四十八歳　同時　褒美

○孝行者　同領　同所　門兵衛妻　かん　四十七歳　同時　褒美

○風俗宜者　同領　那須郡三ヶ入組弓落村　百姓　源七　五十一歳　明和五年褒美

○風俗宜者　同領　同所　百姓　八右衛門　四十六歳　同時褒美

○風俗宜者　同領　同所　百姓　甚之助　五十八歳　同時褒美

○風俗宜者　同領　同所　百姓　権八　五十八歳　同時褒美

○風俗宜者　同領　同所　百姓　長次郎　二十七歳　同時褒美

○風俗宜者　同領　同所　百姓　勘右衛門　四十六歳　同時褒美

○風俗宜者　同領　同所　百姓　八三郎　四十四歳　同時褒美

孝行者　同領　芳賀郡生田目村　百姓　茂蔵　四十七歳　明和五年褒美

忠孝者　同領　芳賀郡生田目村　百姓　伝右衛門　四十六歳　明和五年褒美

孝行者　同領　芳賀郡粟生村　百姓　兵蔵　四十二歳　明和五年褒美

奇特者　同領　那須郡寄居組二枚橋村　百姓　市右衛門　四十七歳　明和五年褒美

孝行者　同領　那須郡岩崎村　百姓　孫之助　二十四歳　明和五年褒美

孝行者　同領　那須郡南金丸村　百姓　太郎　十四歳　明和五年褒美

孝行者　同領　芳賀郡七井村　百姓　五之助　六十歳　明和五年褒美

孝行者　同領　同所　五之助弟　長八　四十七歳　同時褒美

孝行者　同領　那須郡板屋組弓流村　百姓　仲右衛門　四十七歳　明和六年褒美

孝行者　同領　那須郡越堀沢　百姓　三右衛門　四十四歳　明和六年褒美

忠孝者　同領　那須郡須佐木村　百姓　勘六　五十五歳　明和六年褒美

孝行者　同領　那須郡寄居組砂子村　百姓　弥左衛門　六十歳　明和六年褒美

孝行者　同領　那須郡高流組入山村　百姓　仁右衛門　四十七歳　明和六年褒美

孝行者　同領　那須郡田町　百姓与惣右衛門妻　まつ　三十三歳　明和六年褒美

孝行者　同領　那須郡寄居組境明神村　百姓　伊右衛門　四十二歳　明和六年褒美

貞節者　同領　那須郡河原村　百姓伊右衛門妻　てう　五十七歳　明和六年褒美

孝行者　同領　那須郡河原村　百姓金三郎後家　せん　四十六歳　明和六年褒美

孝行者　同領　那須郡荒田町　百姓　平助　二十八歳　明和六年褒美

孝行者　同領　芳賀郡大羽村　百姓　次兵衛　三十八歳　明和六年褒美

孝行者　同領　那須郡桜田村　百姓権四郎娘　まつ　三十四歳　明和七年褒美

孝行者　同領　那須郡樋世木村　百姓金次郎妻　もつ　三十六歳　明和七年褒美

孝行者　同領　那須郡南金丸村　百姓　源右衛門　五十三歳　明和七年褒美

孝行者　同領　同所　源右衛門妻　志け　三十七歳　同時褒美

奇特者　同領　那須郡寺子組金田村　百姓　定七　四十二歳　明和七年褒美

貞節者　同領　那須郡桜田村　百姓宗四郎後家　さん　四十二歳　明和七年褒美

孝行者　同領　那須郡川上組南方村　百姓　辰右衛門　四十歳　明和八年褒美

孝行者　同領　那須郡大多原村　百姓康右衛門後家　その　三十八歳　明和八年褒美

孝行者　同領　那須郡寺宿村　百姓吉之丞娘　そよ　十五歳　明和八年褒美

孝行者　同領　那須郡向町　年寄与市庄右衛門母　もつ　五十一歳　明和八年褒美

孝行者　同領　那須郡羽田村　町人　亀之丞　三十八歳　明和八年褒美

孝行者　同領　那須郡羽田村　百姓伊之丞後家　さん　五十七歳　安永元年褒美

孝行者　同領　芳賀郡稲毛田村　百姓　茂右衛門　六十一歳　安永元年褒美

孝行者　同領　那須郡湯原村　百姓与右衛門娘　まき　三十歳　安永二年褒美

貞節者　同領　那須郡大久保村　百姓徳右衛門妻　ゆい　三十四歳　安永二年褒美

奇特者　同領　那須郡蛭畑村　百姓　三之助　二十歳　安永二年褒美

孝行者　同領　那須郡大蛭村　百姓　源七　二十三歳　安永二年褒美

孝行者　同領　同所　源七妻　きく　二十歳　同時褒美

忠義者　同領　那須郡須賀川村　百姓権平下男　武四郎　五十一歳　安永三年褒美

忠義者　同領　同所　武四郎妻　さよ　四十五歳　同時褒美

奇特者　同領　那須郡稲沢村　百姓　孫右衛門　五十二歳　安永三年褒美

孝行者　同領　那須郡田町　町人　源七　五十五歳　安永四年褒美

貞節者　同領　那須郡川上村　百姓平右衛門妻　ぎん　三十五歳　安永四年褒美

貞節者　同領　那須郡川上村　百姓彦之丞妻　そよ　二十一歳　安永四年褒美

貞節者　同領　那須郡須賀川村　百姓金之丞妻　とよ　二十九歳　安永四年褒美

孝行者　同領　芳賀郡稲毛田村　百姓　惣右衛門　四十九歳　安永五年褒美

孝行者　同領　同所　惣右衛門妻　もゐ　四十八歳　同時褒美

貞節者　同領　那須郡落合村　百姓新蔵妻　かん　三十六歳　安永五年褒美

兄弟睦者　同領　芳賀郡大羽村　百姓　文次郎　五十歳　安永七年褒美

奇特者　同領　芳賀郡清水村　百姓　若蔵　四十二歳　安永七年褒美

孝行者　同領　芳賀郡生田目村　百姓　忠八　五十歳　安永八年褒美

孝行者　同領　芳賀郡下深沢村　百姓友四郎妻　りん　二十八歳　安永八年褒美

孝行者　同領　那須郡稲沢村　百姓与惣右衛門妻　せん　三十九歳　天明元年褒美

忠義者　同領　那須郡高久組木俵村　百姓長之助下男　長助　二十三歳　天明元年褒美

貞節者　同領　那須郡田町　百姓勝右衛門妻　ゐん　五十四歳　天明元年褒美

貞節者　同領　那須郡北多賀村　百姓源右衛門妻　さん　四十九歳　天明元年褒美

孝行者　同領　那須郡奥沢村　百姓　佐之助　四十二歳　天明元年褒美

孝行者　同領　同所　佐之助妻　里へ　三十三歳　同時褒美

孝行者　同領　那須郡宇居組感沢村　百姓　文右衛門　三十三歳　天明元年褒美

忠義者　同領　那須郡次木村　百姓政次下男　勘六　五十五歳　天明三年褒美

忠義者　同領　同所　勘六妻　こよ　四十六歳　同時褒美

忠義者　同領　同所　同身　左七　四十歳　同時褒美

奇特者　同領　那須郡宇久組大桂村　百姓源五郎母　せん　六十七歳　天明四年褒美

貞節者　同領　那須郡寺子村　百姓弐右衛門妻　ちよ　三十九歳　天明六年褒美

奇特者　同領　那須郡寺子組法師畑村　組頭　八之丞　四十九歳　天明六年褒美

奇特者　同領　那須郡寺子組下川戸村　百姓　久右衛門　七十五歳　天明六年褒美

孝行者　同領　那須郡門田村　百姓　源蔵　四十八歳　天明六年褒美

孝行者　同領　芳賀郡生田目村　百姓　弥助　四十七歳　天明六年褒美

孝行者　同領　芳賀郡益子村　百姓　亀八　三十四歳　天明六年褒美

孝行者　同領　同所　亀八妻　里よ　二十四歳　同時褒美

孝行者　同領　那須郡[illegible]沢　百姓　留助　三十三歳　天明六年褒美

孝行者　同領　家来　芳賀郡山田源右衛門妻　為川　二十九歳　天明七年褒美

孝行者　同領　那須郡宇居組平田村　百姓　源右衛門　二十八歳　天明七年褒美

家内睦者　同領　那須郡宇居組山中村　百姓　太右衛門　四十九歳　天明七年褒美

家内睦者　同領　同所　太左衛門悴　太七　二十七歳　同時褒美

孝行者　同領　家来　足軽室井平左衛門妻　やよ　三十歳　天明七年褒美

孝行者　同領　家来　足軽荒牧森熊次妻　こみ　三十六歳　天明七年褒美

孝行者　同領　那須郡白町　町人橋本新五郎妻　ここ　五十歳　天明八年褒美

奇特者　同領　那須郡北上村　百姓　市左衛門　三十七歳　天明八年褒美

孝行者　同領　那須郡浪北井村　百姓忠左衛門妻　ちよ　二十四歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　那須郡田町　町人重左衛門娘　みね　三十三歳　寛政元年褒美

貞節者　同領　那須郡岩崎村　百姓新蔵後家　つね　四十五歳　寛政元年褒美

○孝行者　大田原飛騨守領分　大田原城下下町　町人　茂左衛門　四十六歳　安永八年褒美

○農業出精　同領　那須郡鴫野山村　名主重右衛門父　与惣左衛門　七十六歳　天明二年褒美

奇特者　同領　塩谷郡宇津野村　百姓浮左衛門妹　まつ　三十四歳　天明五年褒美

奇特者　同領　同所　同　その　二十七歳　同時褒美

孝行者　同領　那須郡中田原村　百姓　吉五郎　三十九歳　天明六年褒美

孝行者　同領　同所　吉五郎妻　いさ　三十一歳　同時褒美

孝行者　同領　塩谷郡古阿津村　百姓　熊右衛門　四十九歳　天明六年褒美

○孝行者　同領　芳賀郡祖母井村　百姓　要助　三十歳　寛政元年褒美

○農業出精　同領　芳賀郡祖母井村　百姓　半次郎　七十九歳　寛政二年褒美

貞節者　同領　那須郡上井口村　百姓惣八後家　なつ　五十六歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　那須郡松原村　百姓　喜惣次　四十七歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　大田原城下寺町　町人茂左衛門妻　里よ　三十歳　寛政二年褒美

○孝行者　戸田大炊頭領分　都賀郡杤木[illegible]内村　百姓　徳左衛門　六十七歳　享保八年褒美

奇特者　同領　都賀郡新井村　百姓　久右衛門　四十三歳　天明七年褒美

奇特者　同領　同所　名主　忠平　六十六歳　同時褒美

風俗宜者　同領　同所　組頭　惣百姓　同時褒美

孝行者　同領　都賀郡杤木上町　百姓次左衛門悴　源蔵　三十六歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　都賀郡杤木上町　新田百姓　粂八　四十三歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　同所　粂八弟　浅七　三十三歳　同時褒美

孝行者　同領　都賀郡杤木中町　新田百姓　和三郎　四十三歳　寛政二年褒美

奇特者　同領　都賀郡杤木中町　百姓　八左衛門　七十九歳　寛政二年褒美

○孝行者　同領　同所　八左衛門悴　忠蔵　五十歳　同時褒美

○孝行者　同領　都賀郡杤木中町　新田百姓　喜惣次　四十二歳　寛政二年褒美

貞節者　同領　都賀郡杤木下町　百姓利左衛門後家　いよ　二十九歳　寛政二年褒美

孝行者 同領 都賀郡栃木下町 百姓平右衛門悴 瀬之助 三十七歳 寛政二年褒美

○孝行者 同領 都賀郡栃木横町 醫者浜井宗弥悴 徳弥 十四歳 寛政二年褒美

○孝行者 同領 都賀郡小俣村 百姓金松妻 のよ 二十歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 足利郡五箇新田下町 百姓 定七 三十七歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 足利郡五箇新田下町 百姓弥七悴 茂八 三十歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 足利郡五箇村井草 水呑百姓 孫七 五十七歳 寛政二年褒美

奇特者 同領 足利郡五箇新田下町 百姓 兵七 二十五歳 寛政二年褒美

奇特者 同領 足利郡五箇新田下町 百姓 茂左衛門 三十八歳 寛政二年褒美

奇特者 同領 足利郡五箇新田下町 百姓 久左衛門 五十一歳 寛政二年褒美

奇特者 同領 足利郡五箇新田下町 百姓久左衛門悴 傳内 二十七歳 寛政二年褒美

奇特者 同領 足利郡五箇新田下町 百姓茂左衛門悴 助右衛門 二十二歳 寛政二年褒美

奇特者 同領 都賀郡白桒田村 名主 伊之助 六十七歳 寛政二年褒美

奇特者 同領 都賀郡栃木上町 水呑百姓 庄助 四十二歳 寛政二年褒美

奇特者 同領 都賀郡栃木下町 年寄 市兵衛 四十歳 寛政二年褒美

奇特者 同領 都賀郡栃木下町 年寄 弥次郎 三十八歳 寛政二年褒美

奇特者 同領 都賀郡栃木下町 年寄 卯右衛門 四十一歳 寛政二年褒美

奇特者　水戸殿領分　那須郡武部村　庄屋　傳右衛門　四十六歳　寶暦元年褒美
奇特者　同領　同所　組頭共　同時
風俗宜者　同領　同所太郎坪　百姓五十三人　同時褒美
奇特者　同領　那須郡馬頭村　先ノ庄屋　儀重　七十三歳　寶暦元年褒美
風俗宜者　同領　同所　惣百姓　同時褒美
奇特者　同領　那須郡馬頭村　百姓　与一右衛門　七十歳　寶暦元年褒美
奇特者　同領　那須郡和見村　庄屋　作玄蔵　七十一歳　寶暦十一年褒美
奇特者　同領　那須郡馬頭村　百姓　善右衛門　六十二歳　寶暦十一年褒美

○奇特者　同領　那須郡馬頭村　百姓　与左衛門　二十三歳　寶暦十一年褒美
○奇特者　同領　那須郡馬頭村　百姓　市右衛門　二十八歳　寶暦十一年褒美
奇特者　同領　那須郡久那瀬村　庄屋　源兵衛　六十一歳　明和四年褒美
奇特者　同領　那須郡大内村　庄屋　平六　五十五歳　安永五年褒美
農業出精　同領　那須郡大内村　稗蔵番　平五郎　四十歳　安永五年褒美
農業出精　同領　那須郡大山田上郷　百姓　平七　六十歳　安永五年褒美
孝行者　同領　那須郡小砂村　百姓　友重　三十三歳　安永五年褒美
孝行者　同領　那須郡小砂村　百姓　善蔵　四十歳　安永五年褒美

貞節者　同領 那須郡和見村　百姓庄七後家　きよ　四十一歳　安永五年褒美

奇特者　同領 那須郡武茂村　年寄　傳左衛門　六十一歳　天明元年褒美

孝行者　同領 那須郡三川又新田　百姓　金右衛門　四十一歳　天明元年褒美

風俗宜者　同領 那須郡久那瀬村川崎坪　百姓　九人　天明元年褒美

○農業出精　同領 那須郡久那瀬村　百姓　又右衛門　四十一歳　天明元年褒美

農業出精　同領 那須郡富山村　百姓　元右衛門　五十七歳　天明元年褒美

農業出精　同領 那須郡富山村　百姓　甚右衛門　五十六歳　天明元年褒美

○孝行者　同領 那須郡馬頭村　百姓　清六　三十七歳　天明二年褒美

農業出精　同領 那須郡太田村　百姓　五右衛門　六十九歳　天明二年褒美

忠義者　井伊掃部頭領分 安蘇郡犬伏町　百姓庄右衛門後家下女　さよ　六十歳　享保十二年褒美

孝行者　同領 安蘇郡小屋町　元田百姓半左衛門悴　勝右衛門　三十一歳　寶暦四年褒美

孝行者　同領 安蘇郡犬伏町　百姓　利右衛門　六十八歳　明和八年褒美

孝行者　同所　利右衛門妻　さつ　五十五歳　同時褒美

孝行者　同領 安蘇郡小屋町　百姓新七妻　いく　六十歳　安永三年褒美

孝行者　同領 安蘇郡天明町　元田百姓　宇右衛門　五十七歳　天明八年褒美

孝行者　同所　宇右衛門妻　ちよ　四十四歳　同時褒美

孝行者　同領　安蘇郡天明町　右田百姓小平次悴　忠七　三十八歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　同所　同　与七　二十一歳　同時褒美

孝行者　松平大和守領分　都賀郡部屋村　百姓伝右衛門弟　伊助　歳不知　明和七年褒美

孝行者　土井大炊頭領分　寒川郡寒川村　百姓　善左衛門　二十六歳　明和四年褒美

孝行者　同領　都賀郡上石濁村　百姓　浅右衛門　四十七歳　天明八年褒美

孝行者　同領　同所　浅右衛門娘　こら　二十歳　同時褒美

孝行者　同領　都賀郡友沼村　百姓　重五郎　三十一歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　都賀郡下石村　百姓　与吉　五十七歳　寛政元年褒美

孝行者　松平久五郎領分　都賀郡葛生町　百姓　新之丞　三十七歳　寛延二年褒美

○孝行者　同領　同所　新之丞妻　よね　三十二歳　同時褒美

孝行者　同領　同所　同弟　八弥　三十二歳　同時褒美

○孝行者　同領　同所　同　友八　二十四歳　同時褒美

忠孝者　同領　都賀郡富田村　百姓権左衛門悴　鉄次郎　三十九歳　明和八年褒美

孝行者　同領　安蘇郡並木村　百姓　伝左衛門　四十六歳　天明六年褒美

孝行者　同領　同所　伝左衛門妻　その　三十六歳　同時褒美

孝行者　同領　同所　同妹　ゆく　三十九歳　同時褒美

農業出精　久世隠岐守領分　芳賀郡北武井村　百姓　元右衛門　六十四歳　寶暦七年褒美

農業出精　同領　河内郡西蓼沼村　百姓　平蔵　三十四歳　寶暦八年褒美

孝行者　同領　芳賀郡[illegible]村　百姓元次郎悴　幸吉　三十七歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　芳賀郡[illegible]村　百姓　武左衛門　五十七歳　寛政二年褒美

○奇特者　水野日向守領分　芳賀郡東水沼村　名主　岩田八左衛門　四十一歳　天明四年褒美

奇特者　細川長門守領分　芳賀郡小深村　名主　新左衛門　四十四歳　明和五年褒美

○奇特者　同領　芳賀郡三坂村　名主　徳右衛門　三十八歳　明和五年褒美

孝行者　同領　芳賀郡[illegible]縄村　百姓　孫右衛門　死後　明和八年褒美

奇特者　同領　芳賀郡塙井村　百姓　利助　五十一歳　安永三年褒美

孝行者　同領　芳賀郡下岡村　百姓勘左衛門悴　熊次郎　十一歳　安永九年褒美

孝行者　同領　同所　同娘　くら　十四歳　同時褒美

農業出精　同領　芳賀郡門又村　百姓　[illegible]右衛門　三十五歳　寛政二年褒美

兄弟睦者　米倉長門守領分　安蘇郡上永野村　百姓　金右衛門　五十一歳　寛政二年褒美

貞節者　喜連川左兵衛督領分　塩谷郡喜連川河原町　百姓次左衛門妻　かめ　三十四歳　寛保三年褒美

孝行者　同領　塩谷郡喜連川東町　町人茂平悴　勘助　五十六歳　明和七年褒美

孝行者　同領　塩谷郡喜連川上町　町人　次右衛門　四十二歳　寛政四年褒美

孝行者　同領同所　次右馬妻　志雨　三十七歳　同時褒美

貞節者　板倉主税助知行所　河内郡上三川村　百姓友右馬妻　せよ　三十三歳　天明七年褒美

孝行者　畠山三郎知行所　都賀郡下南戸村　百姓万次郎母　与祢　五十四歳　天明八年褒美

孝行者　土井左門知行所　足利郡樺崎村　百姓　清助　四十九歳　天明七年褒美

孝行者　横山織之助知行所　都賀郡新宿村　百姓　伝次右衛門　歳不知　年不知褒美

農業出精　同知行所　都賀郡金井村　百姓　次郎右衛門　歳不知　寛保三年褒美

孝行者　同知行所　都賀郡新宿村　百姓　次右衛門　五十一歳　寛政元年褒美

孝行者　同知行所　都賀郡富張村　百姓　佐七　三十五歳　寛政二年褒美

孝行者　本多帯刀知行所　都賀郡大柿村　年寄　要次　三十九歳　寛政二年褒美

奇特者　福原内匠知行所　那須郡沢村　百姓　茂右衛門　四十二歳　天明三年褒美

奇特者　同知行所　那須郡沢村　百姓　由右衛門　六十四歳　天明三年褒美

奇特者　同知行所　那須郡沢村　百姓　万右衛門　四十歳　天明三年褒美

農業出精　同知行所　那須郡湯沢村　百姓　七郎右衛門　五十三歳　天明五年褒美

奇特者　同知行所　那須郡稗田村　名主　利兵衛　四十二歳　天明七年褒美

奇特者　同知行所　那須郡佐久山宿　年寄　源太左衛門　三十歳　天明八年褒美

孝行者　同知行所　那須郡佐久山宿　町人那須屋　善吉　四十八歳　天明八年褒美

奇特者　丹波伝法守知行所　那賀郡中居村　大庄屋　飯塚弥右衛門　四十八歳　天明三年　褒美

孝行者　同知行所　那賀郡茂呂宿　百姓政七妻　津屋　二十六歳　天明七年　褒美

貞節者　同知行所　那賀郡茂呂宿　百姓作平後家　よし　九十二歳　天明七年　褒美

孝行者　大田原頼母知行所　那須郡森田町　百姓傳四郎悴　伊助　二十七歳　明和五年　褒美

孝行者　同知行所　那須郡森田町　百姓源次郎娘　もみ　六十二歳　天明四年　褒美

奇特者　那須与一知行所　那須郡福原村　百姓　文平　三十九歳　明和七年　褒美

奇特者　同知行所　那須郡福原村　百姓　保右衛門　四十二歳　天明四年　褒美

孝行者　横瀬駿河守知行所　足利郡下菱村　百姓平右衛門娘　かい　四十二歳　天明二年　褒美

孝行者　遠山金右衛門知行所　那賀郡稲葉郷　組頭　庄右衛門　四十五歳　天明三年　褒美

孝行者　同知行所　同所　庄右衛門聟組頭見習　庄三郎　四十八歳　寛政五年　褒美

孝行者利八

利八ハ芳賀郡西高橋村上組の百姓なり四十余りなり
されは父ハ今在家ハ高四十石はかりもちてありしか
其後父母ともに長く病に臥して田をも畑をも質に
おきたりしかハいまハ地もなくて人の地をかりて
そのわさをなしけれハ利八なさけふかく朝夕にいとなみ
其の用をたし人なみの者ハ寝てのちに帰りて父母をやしなひあく
まて又あたへりとりくして看病をたしなみせしかと
寛延二年の冬父をうしなひ其のちに母は其の
うせしを深く歎きて終に病おこりになりて又さかり

此村の内なる喜多蔵といへるものに利八か妹を嫁らせしか
かくれをまして夫にをくれ後家のあるしもなくて父乃金
左衛門も早くおくれてかかちなからぬ故さのみ入るまじと
よろと多病にてあまたかへりて性気乃やうになりけれ
は母妹にあつかひわれ我家にむかへとりしに二人
ともに病人なれは外に介抱すへき人もなけれは利八
かしこに八奉公をやめてたゝ家にかへり小作をなし人の
田畑を作り又日くかせきに雇はれそのあひまをはか
食させる一飯のうちをもわかちて二人にすゝめ此
身を寒暑のいとひなく家業を励み身にはつれを

病人ともに二人には時々衣服をきせ冬はあたゝめ
夜乃寝さまの病人あつかひねむる朝夕たゆみなく落葉焚
かきこく焚火をまうけ夜の衣に蚊帳なともなかりけれ
は夏暮をかりて蚊やりをたきしようやく眠らしく介抱し
その妹と母はおとし七十外老をかゝへてゆゑさく
まやまかりねと神佛にまうて病のなをといのれ
は妻追の屋にてなく病おひのつくそのかたまたよ
事なし村乃内の人々も其孝行を感してあれ
なつかしく人まて妻乃媒をもなしけるとかくさひ
しさらへと妻此むく人となりとも生まきる八世渡り

にくれしさをのかれ母乃よろこひもさこそとおもふにいたりぬ
ゆゑありけれハ次第かゝる行ひ近村よりもきこえけれハ
人々これらの人を戒しむるまてに利八を手本へしと
云称しあへる又ある時村乃組頭なる利左衛門ハ利八か
兄にて稚き時に此村の万右衛門か許に養はれたりしか
身代難渋をなけきわつかの合力をもいたさんといふ誠
母も利八もかねて二人の恩をわすれす請なとも費く
さ人あれハ其の助けをうけかたく年月をおくりたまゝなり
いらへしてあひたまひけれとも与へたくもくみくし
時ハさ後くよいさかはなしくわつか清なとあたへし

とら隣に二人のやもめありしをあはれみて介抱
しゝ人なり実にとくもありけれハ明和五年十一月
此地乃御代官稲垣左十郎かくと申え、同しく白
銀拾枚をもつて褒美し給ふ

孝行者利左衛門

利左衛門ハ那須郡東小屋村の百姓なりつねに農業に
怠らす掟をまもり公をおもんし村おさをうやまひ営
も先これしけれと貢物なと人よりさきにおさめしお
さきて流井木家の者なりさきに十一歳の時父の
十左衛門病にかゝりしかハいとくなしきのあまりに家居を

云下にもきこえひていつしきそれハおなし里にいとゆかりある親族乃
名左馬といへるかたくなに父をうしなひつゝを日来枕をならへ奉す
看病しそれと甲斐なく身まかりけれはなけきのあまりにうせぬへうを
家族さへいさめくるしみてそのころかくて十六歳なりけり
し時祖母の病まかりぬるとき父の屋のあるしなりしを
なからへんとなしけるに老の身なれハ
たくかへらんことを思ひやりてよしとそ我肌をあつて
いきてその身抱ける事とてなかりしとおもひしこと
まことにもむかしのなりぬこと人の母に孝行
せしに常に病たちもなく月毎に一二度そうの八幡なと

それぬる代のやさしきのふる事をたて自由なるへきはし
と利左馬かくたよりなくて欲をたて母へかへり
まつはしめて星なるまゝにいつるかゝる名の地蔵へ一七日の
うちよるかくまうてゝもとへかへり好しぬる畑の代
まゐたちて母一人とゝまりいのりける志高しまやかて経
もなく患ひて後ハそこに母なをやまさりしもの
にて母ともしまや七十二乃齢をかさねしつゝ年
なりさなりの身も自在なる須弥なりてつとめあり
又其利左馬日夜こゝろをいためて母の我名をよはゝ
さるやうにと閑の託郷のそひてあそひにを父抱く

農業ハもとより家の業なれハ代々又母を冬寒暑とても
我身をいとハすにはけミつゝ源ハ只母の事のミ思ひつけ
ぬ又金かりて母の望む物を求めてゆへこゝろをやり
おもふさまにまかせてたのしミあらせんと人々うらやミしめ
耕作或ハ木なとかりて出る日も志ちかくかへりて母
安否をとひ朝夕の食も母の好める物をとゝのへ十
八年あまりうちに妻を迎へたるか母の心にかなはねは
七とせあまりさまに離縁されて出し後ハ只一人の
兄弟もなくかゝる身なれハ農事に怠るへしともなく親に
人くなの事をむくいんやと思ひ孝をかへりみて孝

道の娘けなるを人々とくらへもなきにつけ母に孝に
家のことをすて親族よりして先一村隣里まても睦ひ
ける程に此一郷利左衛門か行ひを習ひて風俗まても
よろしくなりしといふ人もなかりし此地の御代官辻六郎
左衛門によし公に申しけれハ銀をあたへて其褒
賞を給はりしハ己酉二年五月の事なりとそ

孝行者佐右衛門

佐右衛門ハ芳賀郡荒町の百姓にて初名を幸右衛門と
よへる二石あまりの田をもちて天明四年
母病ひにふしけれハ父佐右衛門とともにいとまなくみとりしを

妻吉かまつしけれは紀路ことくに病とたなけ
業ならすかくて又所田舎の事なれは醫者とても
なく家貧しけれは薬のまいらせ療治もなし町にまれなれは
一日もはやく病のいえんことを祈りてまつ住所より
八町あまり隔たる所の氏神大前権現に日〻し町の
うちにある笠森稲荷に百日の間病者の癒ゆる
しるしありけれは夜ことに詣てけれとも
その験なく次郎居も其のちけふ二便ともに絶
さらへく枝して八月なかは十三日より父佐
吉慈もまして無病となれるとて二親ともに病患し

けれは農事もなりかたく日傭なとなしてかれこれまかなひ
し衣食に苦しみけれは看病のいとまに草履馬乃沓なと
作りてわつかの日をおくりぬ貧しけれともに安らかに父乃
病には砂糖氷餅の類よりことさらに母父母にすゝめて
己か衣をとらせてまつものし　是をも求めなくさめけり父の
病のむすほれしはしやゝ快く家のうしろにて背撫ひい
てきまにかれに母をいたはり雪隠へともなひなとして心を慰
めんとて父か病平癒のために金毘羅の神に祈りてかねて
それより父なくてよりもやかて母をもいたはりしか中にも
又送葬の設もなく次第々々まつしくて組合なとの扱

久次ハかの人ありしのミ金かへしてんたちかにいひてあき
なり母の病さへ大かたにいえしかと何ほどの事かなきに
己一人乃かせぎにて母を苦病にひとへも借りる金かへさで
居さまなりけるにかゝるにやとも思ひゆきし年ころに
てかへさずありけれハ己か田と畑とを二反つゝ渡してしま
久次も是をきゝてハあまりの志にかんじて金はまさず
のこりもなく是をかへしたりきおひめをも償ひ久せし
ところの人寛政六年正月に代官竹垣三右衛門にきこえあけ
て御褒美の銀を下し賜りけり

孝行者かね

かねハ烏山乃城下金井町にすめる定右衛門か娘なり
兄二人ありしか長ハ与三郎とて若き時より江戸に
行て奉公しつぎの孫助といへるハ身行ひあしく
父が教をきかさりて家にもよらさりしかねハ又近き村に嫁けし
せしにいかなる故にや安永二年此方の縁さりて
出されけれハせんかたなくその後隣町なる安右衛門
かもとに乳母奉公せしか常にかの子の乳のみものも貯へをた
て父母におくりぬ父ハ綿打業を世渡りとしてありし
しかといまハ老かゝまりて細川乃業をたのみかたくけ
是さへ三年斗前より眼を患ひ家に帰りて父母を

農業をはげみ耕作より薪なとの家事にいたるまで母
に孫をかしつきてんはなしなとして悔あれは借貸の
申ことも人の衣なと洗濯し世渡りの助となしぬ
父はもとより酒を好みて老後にも十四年のころは日々に
怠らす飲をやめけるに天明四年の春乃頃父かあすの酒
の料なくて深く歎きけるに夜はさらにねむることもなく
あつきをしのきかなしけれはせんかたなく夜
に竹を伐く藁をとりて山に入り柴なとかりて
集めてこれをうりて其の中より銭百文なりともえられ
村のものに頼みてたちまち酒屋にまかりてもとめ得たり

酒をもとめてあたへけれは人々これを見て此は孝感の
いたす所なるへしと称しあへり寛政七年此を
家より父還暦を祝ふとて好める酒を減らしぬとは
立すくよろこひおもひて時々貰ひし酒も此所まては
来る事も叶ひ今ならもやはらくなりしを見るあはれなるへく
歎きにけり母は七歳なりしより中風の病あり
煩ひて起居も自由ならぬ様になりし秋のころより粉
挽のたる畑を手にて作りしといひて農事の間にも母
あるさまはこのみに得て貢物を弁ずるを見るも又是
附き燧のあかりはたえてしめんとも人々に語りて

かゝる故日ゝ蒲團なとのへ日ゝゆるりに伴ひ行ぬらく
父母ともに小老なる上に病身なれは家をも又若しから
ぬ屋らに次の子むまれしに扱ひなりかたし又安
左衛門も深く感しまた十二歳なれはさなり貢の金に
畠乃地すゝとめし　のかれいを謝礼にさゝて常にいとゝまり
我此用事をいひける人あらしことさらまたや兄のちに家
まり捕まへ持ちては金なとをも借りゆき天明八年
の冬になり我をかへりて貢の金を納め又安左衛
門を借りおろともえ何にてゝ償ひより次の兄もとへ
弟此行ひをあはれみて銀を賞して殊にたすけ

介抱せしを見るにいつも孫か孝心なるにそのかゝりかたしとあつめ
しかるに何事のそのかたとも願主に御へ出るにより寛
政元年の正月ゆへ孫に米の褒美を行ふへ安左衛門ゟ
も志奇特なれはとて金代をあたへて賞せられとぞ

風俗宜者源七

風俗宜者八右衛門

風俗宜者甚右衛門

風俗宜者權八

風俗宜者長次郎

風俗宜者勘右衛門

風俗宜者八之丞

那須郡高久組ゟ落村ハ山中よりまつたなる村なり
しあたく百姓七人のミ住居せ字名をとハ源七八右衛門
甚之丞権八長次郎勘右衛門八之丞なとく一村のうち一
家の如うしにおやなしく睦て互に農事を励ミ年
よりて貢なとも同しく納め免なと定まりぬ家へハ余村の
人より助けやりてたらさる所を外より来りしを
又作りし物を市に行てうる事なとするにも
こもくにいひあハして其價の多きすくなきをもいハ
す足らしく分ち又金銭或ハ米穀の足さるものへも

年に助合をけりてさせたる事久しく年毎なりとする
人なくたく家々ても睦ひあひて耕作業を
励ミされハまいとなミにて食くをあるさまとき
かゝる風俗のよく続しきよし村中のものより領主
へ訴へ出て終に明和五年十二月七人のものへ褒詞
をたまハしきとなむ

奇特者せん

那須郡高久組大縄村まきの百姓源五郎
といへるものゝ母せんハ常にあハれみふかく村々の
貧しき人に金銭をあたへ又ハ物を人に助けし事

あまたゝびなりしかおやく此度を経ぬる程あり
次男に至数も積りぬるまでに出来ず後さらく
かゝるをも我家代々の人さしも多かりしと聞くては
それくの子孫まて殊に不和の基なるを
なる施しとそへしまゝる金此数なと聞えつけ置
しむる人此にいふとてもく焼失にあひける又天明
二年にハ其実のりも畑乃水にあひしもしらぬ
利足をも不足しに金代りして其穀雑を救ひ又白
米るものさしみの娘を我家にむかひ来れ成長せし
まらく人に嫁せしめあるは馬とらせをさしく

さる人まつりきせとも我半年多くのこと後ハ頒ち来る
其志乃まゝ見やりたる我孫矣しも同じ四年
の十二月に今をもかうせられるに老をも去ふた
めまことく綿乃衣おくる事ともゆるせしとなん

農業出精与惠左衛門

与惠左衛門ハ那須郡蛇山村の名主宗右衛門か父也
年ころ農事を励みて暁より夜寐屋のうちより
股引をもはなく我をも甥しと田畑にゆく事数
十度まで及ひぬれとさらに一日もかくさぬさ今も
まや鋤をも扱ひて隠居しても猶に営むも豊なり

あらぬ事はなく孫ともあはれむに世代も渡
りなく其子と孫も折々て是にすゝめけるよ農
事に生立たるものゝ此世ありしなからへるのちは農
業よく成ましく一日も安楽なることをいへるにあらす
ともかくいつて子孫を教へさとし日ことに風雨をいと
はすつとめしなり我子をもて田はたふ下部よりも
まさりて仕ふゆゑ力ある限り耕作を励み其後ハ田地
の高も二十一石一斗なりしも新たに開きて七八
人をもなりまさりて常々よく隣とも親しみまじはり
て仕へしもまた賑はしくもなりぬる時もなくことに

あしへしも事を勤めて又村の内にて農事にすくれ
荒地をひらき成就して田畑の数も多くなりしも度々やう
せてしかも畑の内此ものにはかへつしてつくり出たる
耕しくとつてせし事なりて其ほか及ひ後ハ村の
人々みなこれに従ひて農業怠らす風俗もおのつから
改まれる事にて貧しきもの度々に難しく乞食なとせし
あらく人貢其外それ老人ハ金銭を出しまた救
捨をさとしまたは植をはしく耕耘よする人或ハ村の
うちに訴への事あれハそこへ行てなからひをとゝめて
ことに雑費をも費さすして一村のうちを我家の内外

居らに助ぬる稼ハ天明二年の八月ニ償至より
金氏あつく人ゝ称美せり

孝行者要助

芳賀郡祖母井村乃要助ハ高二石一斗計の
田をもてる百姓なりき生れつき篤実ふして農業に
怠らす常に我身かしは手に一銭をもて費さ
ゝして父母かれ好める酒肴ハいとまなく求めて
すゝめり志ゝ年十六七才ちりさきれより母の頸にかけて
之所にて日をそゝ人勤めし後ちに年ニ至明七歳かれ
後より中風の屋りまさらすやまい所ぬるもさらに

自ら立つち後父と又おもくゝき八年かれまらそれや老れて
目ともりとく枕かりつきなみかさあらけるを朝夕の食物
よりらうはの事まて心を尽くして念ろうに介抱し又
村乃課役まて勤めてゝ稼ハ耕作業
をなりかめく人の組乃ものより助けしきる事
うらはしくきて孫増て貧しくなり今日のこれ食物
まれに乏しく只日々く馬に物負せ賃をとりて世渡る営
ゝあり是れを朝夕乃ゝ稼より十ひて食物调
して父母よ是を与へ自の食まて備へ雨風を
もてる代ひありさて日くれて帰りてまち父母乃

周年をとゝくそれより食物を調しさて馬かひ料の
事にまかるまて行くまもなくとつまを夜に入ても寝ず
とくも父母の厠に行なるには必おきてとものより腰を
ともひたる人なおひたりてまもあやまちて衣を
汚しぬるをハとみにつひえなくそれをあらひ冬は
只破れたる綿入衣のこゝろまゝて父母と爐乃うへ
ちらにをさしめて夜あけまて焚火を絶さりけり　主
なるもりも多かりしに父馬ひきて薪とりに出たるを
父乃我髪をとりつゝくよとひたれハ立くりるとつ
あらくこそ言葉乃下くまをしそれから人に菜るまとも

一　行くとめる方出たるを母父よろこひて名を波ようしといひを
をとはいさゝかいとまひま多く之かゝりて薪四乃まく
に世扱ひける又農業盛なる扶賃稼にかよひさへ
とわり菅飯またくなくとけれ合物まくしと父母二人
しるひゐるに一要勝ありて夕飯乃したゝめまく食
事せさせるにも多くの穂といさゝか云紫まとかたを行わた
さとしる隣りなる此人くもとひけれは思ひかれ志の
夏よれハ一人乃のあつて八重成絶も清く気演しとく
妻をも迎へよとと論せる親兄きれとかくて貧民上ちやめる
人をあつかへハ何ともまかまゝに人の来る庵と

めくはしき人なきたのみなくなりて父母の介抱
どもつねにあつかひ事をなしとてもあらけれ
ば此文村乃内ハいふもさらなり近きあたりの
里人へもしられやうになりて定てほめられて領主より寛政
元年二月に米を下しおかれ此褒美をいたゞきしとなり

孝行者長平治

都賀郡栃木中町に住める孫太郎ハ男女三人の子を
もちしか其長女に聟養子して為名長平治とて
よびけるを我家のうちにすませて七人家内なりしか
一二年すきて姉病に没り其父母ハ実乃子此市兵次と

いふ又数年の家継せまじくとおもひあつかひけるやさしきより
長平治の夫婦に向ひて、をしてもはや事なきとていひく家乃
うちさらに睦しくけれど親族共もたせて長平治
夫婦を其家に居らしむ兎角に事をさだめねども
之世渡るよすがなければふたりの外金銭も二人に附る
へきもなしと常に父母に勤めつゝ又どちらか万事
見えざれハ益々長平治に相ゆずりける事なく次
第父母の心に叶ひ事ふたりより親ひそとあやみ
つゝいふ女の家をゆづり別に我身の煙草などかひ商ひして
世渡りをするに足りて父母の嫁一人乃

子供さへ生れけれハ悔つゝしミを孫娘にいひ教え老
母ハ実の子乃万三郎といへるを具して老年治り伴ふ
出たれ共まづしき心ありて波かりまたも娘婿の中
むつましミに二人をむかへ置さ其家をゆづらし於
の事なと心やすくおもハせ、はゝ(?)まかせしてよろつ
念比にあつかひまし男此万三郎もともに源く睦まじく
きこえ出老母も今ハ是を於志乃嬉かる事と悦
ひしとぞ此所の領主にてきこえ寛政二年乃
四月銭をくたしてとらせて褒美しき

孝行者徳孫

徳孫ハ芳賀郡栃木横町乃柾右家孫といへるもの於
子なり先祖ハ源兵衛とて自医者なりしかそれ世々
の業をつゝけず祖父の代ほとに八町あまりの田地を
作りさかへしを此十五年前より数年うち続き後父
の家孫文左の業衰へて田地の高を八斗あまり
うけしまてに成りたり此まゝにあらハいかにしてか老
出嫁ける事もなく娘婿も及ひしを徳孫十二歳の頃
よりは深く歎きて寒暑風雨の厭ひなく悔しく力
を弱きものハ男に劣へる農業をもちて耕し母
よろこひに田植或は糞土をもなひゆき秋にいたれハ

刈なとひなとする事も只一人しつゝ力を励ミけり
父はおのれ妹とてはいまた業をも助けぬもの人並には
ならぬ身にしあれは母はせんかたなく人の家に雇はれ
てありてせめて渡る助けとなしぬ又されはくるゝ
此町乃市立てる小見世棚をもうけ月の薬をうり
しかるに継父の死せしより後は何の事も自由ならさる
せおやり人を雇ひて行きもひさりしを此もあまる人
とさへ雇ひしく父か又病の身なくまかりしか見世棚
乃奥にふせをも養ひゆへんするをあしきくまめやかに
敬ひけるは独弥初と身あかりて見世棚の事わかるは

薬なとうるゝ箱をもち行ゆきに至るのかたへ食物を
運ひ夕くれに至りしかは父をも伴ひ帰りしかとかく
に数年の間ひとつも怠らす孝心は世に聞えけれは
かかる領主に聞え有けれはこそ褒美として米をあたへ
られ候ひ寛政二年の四月にこゝちのほか四十四歳
にて身まかりし

孝行者のよ

のよは都賀郡上渡村乃百姓倉松かうみのむすめ
此家はもと貧しく父八十歳をこえひかく病になやめるも有る
されはのよは母の余所のかたへ食くなりてまつして売る

姑の年久しく病に臥しこと甚しかりけれは歩
ゆきも叶はす有けるを我母よりも満足やかに心を
尽し昼夜扱ひまのなかりけれは世渡るわさを
もたえ〳〵になりぬへし数をもとりて薪い
れて其小屋といふ所に住居なり夫は病多くして
農事も夫はせさりけれはこの女一人の力にて白く浅
送りけるに姑のさま〳〵なる食物を好みけれは
我衣をも売なとしてこれをも求めて調へくはしむ
それか中に雪の頃桃を好みし時々銭に余る筆
をも好みしかとも田舎の事なれは得かたかりしにある

遙くもあら次第にして一銭の儲もなかりけれはとか
くしける古き皿七つ有けるを売出しつゝ其
雪代も厭ひなく帰りけれは宿の程に一里あまり
なる麻沼宮まて行を便となりて来りし如く
二十六年なりしとき姑を扶りけるに夫ハ長き
病にふして歩行もさらに叶はさる程なりしを
うく分抱しけるにさかも急りなく生なるより
親里より八郎来りて渡らさりけるを見て嫁を
ましても帰り移りなくとかくいひそらしけれ
と夫乃病をも見すてかたかるへきなれハ姑夫よ

對しても操をまもりしてそのほかまうけるに氣色
なく偏なく貞節とそ知られける田地も九石四斗
餘ありおきけれとも耕作するものもなくかうち
捨ゝおきあるを此もの村内の者のよし志ふ藏
しても維なきのみならず耕作しくとも
せけり寛政二年の四月領主よりこのよしを賞
せられて褒美せしとぞ

奇特者　孫惣太夫

孫惣太夫は那須郡久那瀬村の庄屋にて十二石九斗
餘ありのものなりこの村よりさる松野村八良沢
困窮しても貢物の米をも納めかねしかば此
村も孫惣しまふかりそまれる家数くへ負く
なりし沢井に離散しても村の役つとめかねるもの一人
もなくなりける時に孫惣太夫はかれ村の庄屋をも
兼させられて村のうちあれしきをかみかりしを役を数多
ら出し小民の衣服をとらせたるを制しつつ川の水
に貢賦をあつめ擬をさるらね繁雑の費賦ならぬを
ずりしかれ種をつかまつるにも抜せざるものを
見けるかしと費賦をいだし殖もよく此潤ひをも
なすゝきもれハ先の沢から質朴の風俗となりしを

国立公文書館 National Archives of Japan

こゝに孫兵衛といふものありてかくのことくに倹約
をすゝめ又あまねく孫兵衛ハ一村の内の地所
みたれて混雑しける故に是を八明白に
改め又一人として畑なく又ハ猪を以て其代植させ
て利徳を絡さしめ又荒たる田地をも人夫を
つかひおこし年貢をさし出す人あれハ課役をゆるし
あるかぎりより償ひおこし又ハ所有の田畑の代ハ給
地といふ事にして又は流浪の者も十人を一組
と定め是を組ことに分ちて畠一所つゝとらせて
さとにわけ得させはからひて村の内の大食を除き

新に百姓の家代おこして農業をはしめ未進
貢物ハ孫兵衛年々に出してものうりしとなりし事
なひく救ひ得といふをは捨てゝ未を貢め
を償ひて家をかへして常に志ふかく村の内を
みめくり農事を励しけるはおのつから此の代
まても救ひ給ふハ一村の風俗もおのつから引
かへりぬれハ領主より明和四年十二月銭の褒美を
あたへられき

孝行者清六

清六ハ那須郡馬頭村ふくこ之丞といふもの

百姓なりしが父のうせにし事を深くなげきて日
夜なきくらしに沈ける故両眼を既にしひんとせしかバ
家内の中にても常にいたはりて療治をさせしかど終に
盲人となりぬ母は父の世にありし時より黄疸
といへる病に悩みて久しく農事の助もなかり
しかば只朝夕の食物のミ調へぬる斗なりしに今ハ母子二人とも
なりて日々のいとなみさへたよりなかりしを清六幼き
時より手ならひし業にもあらねど盲目の身ながら人にくは
同じく耕作を励み其暇にハ薪をとりなどし
又草履なとを作りて其母を養ひけるが農業を

勤めぬるとも父よりうけ継し田地乃内半新にあれ地
不毛なりしを猶と十八歳の時田畑多かりしハ盲人の手にて
力を足さんと以人よりも厚志を尽しひとよりいとなミし次
第なれば難儀に及ぶ事もありしかあれど母にハ不自由な
らぬ様にと心を用ひ又寒暑をもいとひ凌きぬるやうにいたせる
事なれど貢納の事ハ定朝にはやく納めて後ハ人より
いささかもおくれざる様にとゝのへつミやうなる事を思ひて宵
てゆり済盤にまでも耕作にいでぬる事をいとひなくして
身のためとはせずされど只老乃心を慰めんとのミなりけ
るをほめ其身をすてしらぬ事なく丹誠を

国立公文書館
National Archives of Japan

なりしけるに天明二年の六月より生涯の内衣食を
救あたへん事を領主より命せられき

孝行者よ祢

よ祢ハ都賀郡葛生町の百姓新之丞か妻なり
舅姑六七年まへより中風を煩ひておきふし
さへ叶ひかたかりしをよ祢か身ひとつにて舅姑を
悩のみとりにあつかひめ先草々菜なと是をはる内
夫をも先ニ立せ身ハ八弥友ハなと云へるを田面より
帰りきて日々人して飯を合め又農業に出し行
きよね一人にて家のことくなるものを調へくらせ

其気色あしき折ハ其日ハ家にとゝまりひたすら慰めぬるは
夫も思ち小事を好ひ出とし只よ祢か名をのミよひて起
しまゐらする時舅姑風呂を好ミけれは傍よりよくとゞみより
まいらせしに夫乃今日ハ娘を入まゐらせぬれハとて
風呂たく事をさしけるよ舅の云て我も風呂に入
入まいらせんと云けるに腹立なるをよ祢さまゝくに申なだめ
すかしいふうち舅姑常々よりいふを見て湯をあびせ
まゐらせ今日は久しく入かはぬまゝ傍よりも終
夜よりうち休み仕舞ひけるに中を新に建て以ひ
たりとも程なく抜しからしめたりしとかく常に氣にも

登りてきぬ若くハさらにもいはず渋きの病乃悪さ
折ふし夜ハ五六十度あまりも厠に通ひけるをよく
まもりて介抱し清めよ常に拭ひ事なく
又月毎に幾度ひ二十三の肩背に負ひて山乃草木
田畠の早苗などを見せつゝ近隣并他人の浮よ
いさゝかひ行に従ひ汝の楽しませ事を
せ其外にも父新之丞をとめ八孫左衛門もとより実
にして農事を励まし父母につかへ
常にも農業をもちて日々に家業あり
ありて介抱し常に外にも一人の兄弟一人
必成りの外より悔むる先父母孔母合をとゝのへさへ
世中の物借して貧窮を救ひ孝行をつくし近隣
かくれなく寛延二年乃四月領主より白銀褒美として
新之丞が生涯の内其家の課役をゆるし与給りしハ
前にもいへるごとく八孫左衛門八ヶ年の間とかく
にいく年天明六年に至りて織僅恙し其れハ三年乃
正月又も新之丞に麦をたまハりき

奇特者岡田八左衛門

長田八左衛門ハ芳賀郡東水沼村にて其家田畑百七十石余
にもなりけるに一村乃風俗すなほ

かち汲訟なとと常に好む事なりしを宝暦九年八三郎
十六歳乃ころ任しより名主となり二十四年か程勤め先
也しよりも訟の事絶てなく其村乃うちよく
治り風俗よろしきに押うつりよく農事を励み貢
ものを定れる期をたかへす其外の村よりも見なら
ひて是を納めけるかは八三郎村を扱ひとてなき
上代数年すを嫌ひて人に交りもやくしも言行を
其和らくに従ひく年ぬくに両を守りなすよと一村の
内乃ものは汲あやらすれ里くまて其を称ひを称し
いへり一とせ年佐の時も八三郎か母くしまふもとをしく

老躯雖を救ひやめられ人を助まし事なとかぞ
けまもる須年も其志乃ままめ優ちさると賞美しか
天明四年十二月に苗字と刀をさし事もゆるかし同れ五
年の八月より永く扶持米二人の料をあたえける

孝義録巻之十一

国立公文書館
National Archives of Japan